

大阪音楽大学学則

文部省校大第31号認可：1958年 1月10日

最近改定：2024年 4月 1日

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は広く音楽に関連する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、音楽人すなわち音楽の発展に貢献できる良識ある人材を育成することを目的並びに使命とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 1 条の2 本学は世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い能力と幅広い人間力を備えた、良識ある人材を育成するため、次の各号に掲げる事項を教育目標とする。

- (1)世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた、広量な精神を持つ人材の育成
- (2)世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる人材の育成
- (3)音楽を通して培われる豊かな感性と人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる人材の育成
- (4)世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた人材の育成

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2. 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供・開示する。

第 2 章 学部、学科及び課程の組織

(学部)

第 4 条 本学に次の学部を置く。
音 楽 学 部

(学科)

第 5 条 音楽学部に次の学科を置く。
音 楽 学 科

(大学院)

第 6 条 本学に大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(音楽専攻科)

第 7 条 本学に音楽専攻科を置く。音楽専攻科に関する規則は別に定める。

第 3 章 入学定員及び収容定員

(学生定員)

第 8 条 本学の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
音 楽 学 部	220人	10人	900人
音 楽 学 科	220人	10人	900人

第 4 章 修業年限、学年、学期、授業期間及び休業

(修業年限)

第 9 条 本学の修業年限は4年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(学年)

第 10 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第 11 条 学年を分けて次の2期の学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第 12 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 13 条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(休業日)

第 14 条 学年中の休業日は次のとおりとする。

日 曜 日	
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	
本学創立記念日	10月15日(日曜日に当たる場合はその翌々日の火曜日を休業日とする。)
夏 季 休 業	7月26日から8月31日まで

冬 季 休 業	12月23日から1月7日まで
春 季 休 業	3月21日から3月31日まで

(臨時休業日、臨時授業日)

- 第 15 条 前条に規定する休業日のほかに、教授会の審議を経て学長が臨時に休業日とすることがある。
2. 前条に規定する休業日のうち一部を、教授会の審議を経て学長が臨時に授業日とすることがある。

第 5 章 入学、再入学、転入学、編入学、休学、復学、退学、転学及び除籍、復籍

(入学の時期)

- 第 16 条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

- 第 17 条 1年次に入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の試験に合格した者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 文部科学大臣が定めるところにより、本項第1号又は第2号と同等以上の学力があると認められた者
 - イ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ロ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ハ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ニ 文部科学大臣の指定した者
 - ホ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ハ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学し、他大学に入学した者であって、本学において本学の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - ト 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
2. 3年次に編入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の試験に合格した者とする。
- (1) 短期大学又は大学を卒業した者
 - (2) 文部科学大臣の指定した者
 - (3) 本学において本項第1号、第2号と同等の資格を有すると認めた者

(入学願)

- 第 18 条 入学志願者は指定の期日までに入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

- 第 19 条 第17条に基づき、入学資格を満たした者が入学の許可を受けようとするときは、指定の期日までに入学手続納付金を納入しなければならない。
2. 入学手続納付金とは入学金をいう。

(保証人)

- 第 20 条 入学を許可された者は1名の保証人の誓約書を提出しなければならない。
2. 保証人は独立生計を維持する者であり、よくその任に堪えられる成年で原則として日本に在住し、本学において適当と認めた者であることを要する。
 3. 保証人を変更する場合はその理由を付して直ちに届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

- 第 21 条 第19条及び第20条の規定に違反した者は入学の許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

- 第 22 条 既納の入学検定料・入学手続納付金は原則として返還しない。

(再入学)

- 第 23 条 本条第2項に該当する場合、本学に再入学することができる。
2. 本学を退学し再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
 3. 再入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料及び在籍料は当該年度における当該年次の納入額とする。

(転入学)

- 第 24 条 本条第2項に該当する場合、本学に転入学することができる。
2. 他の大学又は相当の教育機関より転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
 3. 転入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料及び在籍料は当該年度における当該年次の納入額とする。

(休学、復学)

- 第 25 条 疾病その他の事由によって欠席が2ヶ月以上にわたるときは、許可を得て休学することができる。休学の期間を終了したときには、すみやかに復学するものとする。
2. 休学しようとする者は、その期間及びその事由を付して願い出なければならない。
 3. 疾病あるいは負傷のために休学するときには、医師の診断書を添えなければならない。
 4. 留学のために休学するときには、届け出なければならない。

(休学の期間)

- 第 26 条 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、引き続きさらに1年を限度に期間を延長することができる。
2. 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
 3. 休学した期間はこれを在学期間に算入しない。

(休学期間内の復学)

第 27 条 休学期間内において事由がやんだときは復学願に医師の診断書又は理由書を添え許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、又は休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。

(退学、転学)

第 28 条 退学又は他の大学あるいは短期大学へ転学を希望する者はその事由を付して願い出て許可を得なければならない。

(除籍、復籍)

第 29 条 本学の学生で次の各号の一に該当する者はこれを除籍する。
 (1) 修業年限の2倍の期間を経過してもなお卒業に必要な単位を修得できない者
 (2) 督促を受けても授業料・施設費・在籍料を納入しない者
 (3) 1年以上行方不明の者
 ただし、第2号に該当した者が未納の授業料・施設費を納入した場合、復籍を認めることがある。復籍に関する規則は別に定める。

(裁定)

第 30 条 本章に規定する入学・再入学・転入学・編入学・休学・退学・転学の許可及び入学の取り消し・除籍・復籍に係る決定は、学長が行う。

第 6 章 教育課程等

(卒業要件)

第 31 条 本学を卒業するためには下記を含む124単位以上を修得することとし、その他本学が定める要件を満たさなければならない。

一般教育科目	21単位以上
外国語科目	8単位以上
保健体育科目	2単位以上
専門教育科目	80単位以上

2. 前項の124単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計6単位まで含めることができる。

(教育職員免許状の取得)

第 32 条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の卒業要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 前項により取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

音 楽 学 科	中学校教諭1種免許状 (音楽) 高等学校教諭1種免許状 (音楽)
---------	-------------------------------------

(授業科目等)

第 33 条 第1条の目的を達成するため、授業科目を開設する。

(1) 卒業要件に関する科目、単位数等は別表第 I に定める。
 (2) 中学校教諭1種免許状 (音楽)、高等学校教諭1種免許状 (音楽) の授与を

受ける場合の教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等の単位数は別表第Ⅱに定める。

2. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位算定基準)

第 34 条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により15時間をもって1単位とすることがある。
 - (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間をもって1単位とすることがある。
 - (4) 個人指導による音楽実技の授業については、5時間の授業をもって1単位とする。
 - (5) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ第1号から第3号の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (6) 科目において、授業時間外に必要なとする学修の量及びその教育効果を測り1単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とし、実験・実習・実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
2. 卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

第 7 章 単位の授与、認定及び学習の評価

(単位の授与)

第 35 条 一の授業科目を履修した学生に対し、学修の成果を評価して、単位を与えるものとする。ただし、卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他の大学又は短期大学等における授業科目等の単位修得)

第 36 条 本学が教育上有益と認めるとき、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学等における授業科目（科目等履修及び特別の課程（履修証明プログラム）を含む。）の履修により修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
3. 第1項及び第2項の基準は別に定める。

(前条以外の教育施設等における学修)

第 37 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 38 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等における授業科目（科目等履修及び特別の課程（履修証明プログラム）を含む。）の履修により修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 3. 前2項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、合わせて1年次入学時は30単位、3年次編入学時は62単位を超えないものとする。
 4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

(成績評価)

- 第 39 条 成績評価は、試験及び平常の成績によって行い、秀・優・良・可・不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

(成績評価基準等の明示)

- 第 40 条 学生に対して授業の方法及び内容並びに授業計画をあらかじめ明示する。
2. 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第 8 章 卒業及び学士の学位授与

(卒業の認定)

- 第 41 条 1年次に入学し4年以上在学した者及び3年次に編入学し2年以上在学した者の所定の課程修了の認定及び卒業の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。
2. 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(学士の学位授与)

- 第 42 条 学長は本学を卒業した者に対し学士（音楽）の学位を授与する。
2. 学位に関する規則は、別に定める。

(学籍の失効)

- 第 43 条 本学において学士の学位を得た者はその学籍を失う。

第 9 章 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料及び入学検定料

(授業料等納入の期日)

- 第 44 条 授業料等納付金は本学が指定した期日までに納入しなければならない。
2. 授業料等納付金を前項の期日までに納入しない者には出席停止(受験停止を含む)を命ずることがある。

(授業料等の金額)

- 第 45 条 第17条第1項に定める1年次入学生の、授業料・施設費・入学金・教職課程履修料、在籍料及び入学検定料の額は別表第Ⅲ－(1)に定める。
2. 第17条第2項に定める3年次編入学生の、授業料・施設費・入学金・在籍料及び入学検定料の額は、別表第Ⅲ－(2)に定める。
 3. 第32条に定める教育職員免許状を得ようとする場合、別表第Ⅲ－(1)に定める教職課程履修料を納入しなければならない。

(授業料の不還付)

- 第 46 条 既納の授業料は第47条による場合を除き、いかなる事由があっても返還しない。

(休学期間中の授業料・施設費及び在籍料)

- 第 47 条 休学期間中の授業料・施設費は免除する。免除額の算定は月単位とする。
2. 休学期間中は在籍料を納入しなければならない。納付額の算定は月単位とする。
 3. その他休学期間中の在籍料について必要な事項は別に定める。

第 10 章 職員組織

(学長)

- 第 48 条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

(副学長)

- 第 49 条 本学に副学長を置ことができる。副学長の任用については、別に定める。

(職員組織)

- 第 50 条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員及びその他の職員を置く。
2. 本学に特任教員を置くことができる。特任教員に関する事項は別に定める。
 3. 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する事項は別に定める。
 4. 本学に客員教員を置くことができる。客員教員に関する事項は別に定める。
 5. 本学に特別教員を置くことができる。特別教員に関する事項は別に定める。

第 11 章 教授会

(教授会)

- 第 51 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第 52 条 教授会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 専任教授
 - (4) 専任准教授

(5) 専任講師及び専任助教

(招集、議長、成立の要件、定例及び臨時教授会)

- 第 53 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。
2. 教授会は3分の2以上の出席をもって成立する。
 3. 教授会は定例として月1回招集することを原則とする。ただし、学長又は議長が特別に必要と認めたとき、あるいは3分の1以上の構成員から請求があるとき、学長は臨時に教授会を招集しなければならない。
 4. 教授会の運営に当たって必要な事項は別に定める。

(審議事項)

- 第 54 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する次の各号の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 学則の制定及び改定に関する事項
 - (2) 自己点検・評価に関する事項
 - (3) 学生生活及び勉学環境の整備に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 学長、副学長及び教員の人事に関する事項
 - (6) 名誉教授等の称号の授与に関する事項
 - (7) 他大学又は短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項

第 12 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生

(科目等履修生及び聴講生)

- 第 55 条 本学で開講されている授業科目の履修又は聴講を希望し、学長が相当の学力があると認めた者に対しては、当該科目の授業及び研究に支障のない限り科目等履修生又は聴講生としてこれを許可することがある。科目等履修生に関する規程及び聴講生に関する規程は別に定める。

(履修期間、聴講期間)

- 第 56 条 科目等履修生の履修を許可する時期、及び聴講生の受講を許可する時期は学年又は学期の始めとし、履修・聴講の期間は1年又は1学期とする。ただし、本人の希望によりその期間を更新することができる。

(履修料、聴講料等)

- 第 57 条 科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料、並びにその他納入しなければならない費用は別表第IVに定める。

(単位互換)

- 第 58 条 大学設置基準第28条第1項に基づき、他の大学又は短期大学との協議により当該他大学又は短期大学との間に単位互換の協定を結ぶことができる。
2. 単位互換の協定に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

- 第 59 条 前条の協定により受け入れた本学の授業科目を履修する学生を特別聴講学生と称する。
2. 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生の準用規定等)

- 第 60 条 科目等履修生及び特別聴講学生に対しては、本学則の第10条～15条、第33条～35条、第40条の規定を準用する。
2. 聴講生に対しては、本学則の第10条～15条及び第40条第1項を準用する。

第 13 章 留 学 生

(受入れ、送出し)

- 第 61 条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。外国人留学生に関する規程は別に定める。
2. 外国人留学生に対しては、本学則を適用又は準用することができる。
3. 本学学生で海外提携校に留学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。海外提携校留学に関する規程は別に定める。

第 14 章 公 開 講 座

(公開講座)

- 第 62 条 本学は広く芸術に関する知識・技能を高め、芸術文化の向上に資するため公開講座を行うことがある。
2. 公開講座の実施については別に定める。

第 15 章 賞 罰

(表彰)

- 第 63 条 学業・性行その他の業績において特に優れている学生に対しては教授会の審議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第 64 条 本学の学則に違背し、その他学生の本分にもとる言動がある者には、教授会の審議を経て学長が懲戒を加える。

(懲戒の種類)

- 第 65 条 懲戒の種類は譴責・停学・放学とする。

(放学)

- 第 66 条 在学中、次の各号の一に該当する者は放学とする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 16 章 音楽メディアセンター（附属図書館・楽器資料館）

（音楽メディアセンター）

- 第 67 条 本学に音楽メディアセンターを置く。
- 2. 音楽メディアセンターに関する規程は別に定める。

（図書館）

- 第 68 条 音楽メディアセンター内に本学附属図書館を置く。
- 2. 附属図書館に関する規程は別に定める。

（楽器資料館）

- 第 69 条 音楽メディアセンター内に本学楽器資料館を置く。
- 2. 楽器資料館に関する規程は別に定める。

第 17 章 学 生 寮

（学生寮）

- 第 70 条 本学に学生寮を設ける。学生寮には本学の学生であって原則として自宅通学の困難な者が入寮できる。
- 2. 学生寮に関する規程は別に定める。

第 18 章 事務組織等

（事務組織）

- 第 71 条 本学はその事務を処理するため、専任の職員を置き、適当な事務組織を設ける。これについては別に定める。

（学生生活、勉学上の環境整備の組織）

- 第 72 条 本学は、学生生活及び学生の勉学上の環境を整えるために、適当な組織を設ける。これについては別に定める。

附 則

この学則は、1958年4月1日から施行する。

附 則（1960年4月1日）

この学則は、1960年4月1日から施行する。

附 則（1967年4月1日）

この学則は、1967年4月1日から施行する。

附 則（1968年4月1日）

この学則は、1968年4月1日から施行する。

附 則（1969年4月1日）
この学則は、1969年4月1日から施行する。

附 則（1972年4月1日）
この学則は、1972年4月1日から施行する。

附 則（1974年2月1日）
この学則は、1974年2月1日から施行する。

附 則（1974年4月1日）
この学則は、1974年4月1日から施行する。

附 則（1975年4月1日）
この学則は、1975年4月1日から施行する。

附 則（1976年4月1日）
この学則は、1976年4月1日から施行する。

附 則（1977年4月1日）
この学則は、1977年4月1日から施行する。

附 則（1978年4月1日）
この学則は、1978年4月1日から施行する。

附 則（1979年4月1日）
この学則は、1979年4月1日から施行する。

附 則（1980年4月1日）
この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則（1981年4月1日）
この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則（1982年4月1日）
この学則は、1982年4月1日から施行する。

附 則（1983年4月1日）
この学則は、1983年4月1日から施行する。

附 則（1984年4月1日）
この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1985年4月1日）
この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1986年4月1日）
この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則（1987年4月1日）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1988年4月1日）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1989年4月1日）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1990年4月1日）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業又は修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1991年4月1日）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業又は修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1992年4月1日）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業又は修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1993年4月1日）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業又は修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1994年4月1日）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1995年4月1日）

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1996年4月1日）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1997年4月1日）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1998年4月1日）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1999年4月1日）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則（2000年4月1日）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2001年4月1日）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

2001年3月31日以前に制定された規程等における学則条文番号の読み替えについては、当分の間「学則条文番号読み替えについて」（2001年4月1日制定）によるものとする。

附 則（2002年4月1日）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

附 則（2003年4月1日）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

附 則（2004年4月1日）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

附 則（2005年4月1日）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

本学則第5条の「音楽学専攻」及び「邦楽専攻」の呼称については、2005年4月1日現在の

当該専攻の全在籍学生に適用する。

附 則（2006年4月1日）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

附 則（2007年4月1日）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

附 則（2008年4月1日）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2009年4月1日）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2010年4月1日）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2011年4月1日）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2012年4月1日）

この学則は、2012年4月1日から施行する。

2012年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

2012年4月から、作曲学科（10人）、声楽学科（45人）、器楽学科（155人）の1年次入学生の学生募集を停止するとともに、2014年4月から、作曲学科（2人）、声楽学科（8人）、器楽学科（20人）の3年次編入学生の学生募集を停止し、在学生在が皆無とな

った時をもって作曲学科、声楽学科、器楽学科を廃止する。

附 則（2013年4月1日）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

2013年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2014年4月1日）

この学則は、2014年4月1日から施行する。

2014年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2015年4月1日）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

2015年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、第1条の2、第15条、第30条、第41条、第49条、第50条、第53条、第54条、第63条、第64条については在籍する全学生に適用する。

附 則（2016年4月1日）

この学則は、2016年4月1日から施行する。

2016年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2017年4月1日）

この学則は、2017年4月1日から施行する。

2017年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2018年4月1日）

この学則は、2018年4月1日から施行する。

2018年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第33条第1項（1）別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2018年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2019年4月1日）

この学則は、2019年4月1日から施行する。

2019年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第25条第4項及び第33条第1項（1）別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2019年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2020年4月1日）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

2020年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度

の旧学則を適用する。

ただし、第33条第1項（1）別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2020年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2021年4月1日）

この学則は、2021年4月1日から施行する。

2021年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第36条については、在籍する全学生に適用する。

なお、別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2021年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2021年5月27日）

この学則は、2021年4月1日から施行する。

2022年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2022年4月1日）

この学則は、2022年4月1日から施行する。

2022年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第33条第1項（1）別表第Ⅰ及び同項（2）別表第Ⅱの備考欄に※印の記載がある科目については、2022年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2023年4月1日）

この学則は、2023年4月1日から施行する。

2023年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第33条第1項（1）別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2023年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2024年4月1日）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

2024年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第33条第1項（1）別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2024年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部在籍する者に適用するものとし、必要な事項に関しては別に定める。

別表第 I (第33条(1)関係) 卒業要件に関する科目

学部学科 の名称		学科目 の名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
音 楽 学 部	音 楽 学 科	専 門 教 育 科 目 (必 修)	作曲 I		3	33単位必修とする
			作曲 II		3	
			作曲 III		3	
			作曲 IV		3	
			作曲 V		3	
			作曲 VI		3	
			作曲 VII		3	
			作曲 VIII		3	
			作曲専攻	ベーシック・コンボセッション I	1	
			ミュージッククリエーション専攻	ベーシック・コンボセッション II	1	
			地域創生ミュージックマネジメント専攻	ベーシック・コンボセッション III	1	
			ミュージックビジネス専攻	ベーシック・コンボセッション IV	1	
			声楽専攻	フィルム・スコアリング 基礎 A	2	
			ピアノ専攻	フィルム・スコアリング 基礎 B	2	
			管楽器専攻	フィルム・スコアリング 応用 A	2	
			弦楽器専攻	フィルム・スコアリング 応用 B	2	
			打楽器専攻	マーケティング・サウンド・コンボセッション基礎 A	2	
			ギター・マンドリン専攻	マーケティング・サウンド・コンボセッション基礎 B	2	
			邦楽専攻	マーケティング・サウンド・コンボセッション応用 A	2	
			ジャズ専攻	マーケティング・サウンド・コンボセッション応用 B	2	
			ポピュラーエンターテインメント専攻	ポピュラーソング・コンボセッション基礎 A	2	
				ポピュラーソング・コンボセッション基礎 B	2	
				ミュージックマネジメント演習 A I	1	
				ミュージックマネジメント演習 B I	1	
				ミュージックマネジメント演習 A II	1	
				ミュージックマネジメント演習 B II	1	
				ミュージックマネジメント演習 A III	1	
				ミュージックマネジメント演習 B III	1	
				ミュージックマネジメント演習 A IV	1	
				ミュージックマネジメント演習 B IV	1	
				ミュージックマネジメント演習 A V	1	
				ミュージックマネジメント演習 B V	1	
				ミュージックマネジメント演習 A VI	1	
	ミュージックマネジメント演習 B VI	1				
	劇場技術概論 I	2				
	劇場技術概論 II	2				
	イベントプロジェクト演習 I	2				
	イベントプロジェクト演習 II	2				

イベントプロジェクト演習Ⅲ	2
イベントプロジェクト演習Ⅳ	2
ミュージックビジネス演習Ⅰ	1
ミュージックビジネス演習Ⅱ	1
ミュージックビジネス演習Ⅲ	1
ミュージックビジネス演習Ⅳ	1
ミュージックビジネス演習Ⅴ	1
ミュージックビジネス演習Ⅵ	1
ミュージックビジネス演習Ⅶ	1
ミュージックビジネス演習Ⅷ	1
ミュージックビジネス概論Ⅰ	2
ミュージックビジネス概論Ⅱ	2
エンターテインメントソリューション論Ⅰ	2
エンターテインメントソリューション論Ⅱ	2
音楽著作権Ⅰ	2
音楽著作権Ⅱ	2
知的財産管理Ⅰ	2
知的財産管理Ⅱ	2
声楽Ⅰ	3
声楽Ⅱ	3
声楽Ⅲ	3
声楽Ⅳ	3
声楽Ⅴ	3
声楽Ⅵ	3
声楽Ⅶ	3
声楽Ⅷ	3
ピアノⅠ	3
ピアノⅡ	3
ピアノⅢ	3
ピアノⅣ	3
ピアノⅤ	3
ピアノⅥ	3
ピアノⅦ	3
ピアノⅧ	3
ピアノ A AⅠ	4
ピアノ A AⅡ	4
ピアノ A AⅢ	4
ピアノ A AⅣ	4
ピアノ A AⅤ	4
ピアノ A AⅥ	4
管楽器Ⅰ	3
管楽器Ⅱ	3
管楽器Ⅲ	3

	管楽器Ⅳ	3
	管楽器Ⅴ	3
	管楽器Ⅵ	3
	管楽器Ⅶ	3
	管楽器Ⅷ	3
	管楽器特 A Ⅰ	3
	管楽器特 A Ⅱ	3
	管楽器特 A Ⅲ	3
	管楽器特 A Ⅳ	3
	管楽器特 A Ⅴ	3
	管楽器特 A Ⅵ	3
	管楽器特 A Ⅶ	3
	管楽器特 A Ⅷ	3
	弦楽器Ⅰ	3
	弦楽器Ⅱ	3
	弦楽器Ⅲ	3
	弦楽器Ⅳ	3
	弦楽器Ⅴ	3
	弦楽器Ⅵ	3
	弦楽器Ⅶ	3
	弦楽器Ⅷ	3
	弦楽器特 A Ⅰ	3
	弦楽器特 A Ⅱ	3
	弦楽器特 A Ⅲ	3
	弦楽器特 A Ⅳ	3
	弦楽器特 A Ⅴ	3
	弦楽器特 A Ⅵ	3
	弦楽器特 A Ⅶ	3
	弦楽器特 A Ⅷ	3
	打楽器Ⅰ	3
	打楽器Ⅱ	3
	打楽器Ⅲ	3
	打楽器Ⅳ	3
	打楽器Ⅴ	3
	打楽器Ⅵ	3
	打楽器Ⅶ	3
	打楽器Ⅷ	3
	打楽器特 A Ⅰ	3
	打楽器特 A Ⅱ	3
	打楽器特 A Ⅲ	3
	打楽器特 A Ⅳ	3
	打楽器特 A Ⅴ	3
	打楽器特 A Ⅵ	3

打楽器特 A VII	3
打楽器特 A VIII	3
クラシックギター I	3
クラシックギター II	3
クラシックギター III	3
クラシックギター IV	3
クラシックギター V	3
クラシックギター VI	3
クラシックギター VII	3
クラシックギター VIII	3
マントリン I	3
マントリン II	3
マントリン III	3
マントリン IV	3
マントリン V	3
マントリン VI	3
マントリン VII	3
マントリン VIII	3
邦楽楽器 A I	3
邦楽楽器 A II	3
邦楽楽器 A III	3
邦楽楽器 A IV	3
邦楽楽器 A V	3
邦楽楽器 A VI	3
邦楽楽器 A VII	3
邦楽楽器 A VIII	3
ジャズ I	3
ジャズ II	3
ジャズ III	3
ジャズ IV	3
ジャズ V	3
ジャズ VI	3
ジャズ VII	3
ジャズ VIII	3
シンガーソングライター・ブレイクレッスン I	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン II	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン III	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン IV	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン V	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン VI	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン VII	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン VIII	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン 演習 I	1

	シンガーソングライティング 演習 II		1	
	シンガーソングライティング 演習 III		1	
	シンガーソングライティング 演習 IV		1	
	シンガーソングライティング 演習 V		1	
	シンガーソングライティング 演習 VI		1	
	シンガーソングライティング 演習 VII		1	
	シンガーソングライティング 演習 VIII		1	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン I		3	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン II		3	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン III		3	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン IV		3	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン V		3	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン VI		3	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン VII		3	
	ホビュラー・ウオーカル・レッスン VIII		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン I		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン II		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン III		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン IV		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン V		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン VI		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン VII		3	
	ホビュラー・インストゥルメント・レッスン VIII		3	
	西洋音楽史概説 A	2		
	西洋音楽史概説 B	2		
	音楽基礎セミナー	1		
	卒業作品又は卒業研究又は卒業演奏	4		
	計	9	480	
専門教育科目 (選択)	作曲・音楽理論 I		1	47単位以上修得とする
	作曲・音楽理論 II		1	
	作曲・音楽理論 III		1	
	作曲・音楽理論 IV		1	
	楽曲分析 A I		1	
	楽曲分析 B I		1	
	楽曲分析 A II		1	
	楽曲分析 B II		1	
	楽曲分析 A III		1	
	楽曲分析 B III		1	
	楽曲分析 A IV		1	
	楽曲分析 B IV		1	
	スコアリーディング A		1	
	スコアリーディング B		1	
	副科楽器(管弦打・邦楽) A I		1.5	

	副科楽器(管弦打・邦楽) A II	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) A III	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) A IV	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) A V	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) A VI	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) A VII	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) A VIII	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) B I	1.5
	副科楽器(管弦打・邦楽) B II	1.5
	ペーシク・コンポシションV	1
	ペーシク・コンポシションVI	1
	ホピュラーソング・コンポシション応用A	2
	ホピュラーソング・コンポシション応用B	2
	D A W演習 A	1
	D A W演習 B	1
	卒業作品研究 A	1
	卒業作品研究 B	1
	コードプログレッション演習 A	1
	コードプログレッション演習 B	1
	プロフェッショナル研究 A	2
	プロフェッショナル研究 B	2
	サウント・ミキシング 演習	1
	ライブ・プロデュース論	1
	ホピュラー音楽構造演習 (トラム) A	1
	ホピュラー音楽構造演習 (トラム) B	1
	ホピュラー音楽構造演習 (ベース) A	1
	ホピュラー音楽構造演習 (ベース) B	1
	ホピュラー音楽構造演習 (ギター) A	1
	ホピュラー音楽構造演習 (ギター) B	1
	ホピュラー音楽構造演習 (キーボード) A	1
	ホピュラー音楽構造演習 (キーボード) B	1
	副科ホピュラーピアノ演習 A I	1
	副科ホピュラーピアノ演習 B I	1
	副科ホピュラーピアノ演習 A II	1
	副科ホピュラーピアノ演習 B II	1
	クリエイティブ・ウーカル演習 A I	1
	クリエイティブ・ウーカル演習 B I	1
	クリエイティブ・ウーカル演習 A II	1

クリエイティブ・ウォーカル演習 B II	1
地域創生論	2 ※
文化政策論	2 ※
メディア論	1
音楽ジャーナリズム	1
劇場技術演習 I	1
劇場技術演習 II	1
音楽企画制作研究	2
ミュージックビジネス	2
観光学概論	2
地域創生音楽実習	1
音楽情報発信 A	1
音楽情報発信 B	1
音楽情報発信 C	1
音楽ホール運営実践演習	1
関西音楽文化史演習 A	1
関西音楽文化史演習 B	1
音楽文章セミナー	1
音楽美学	2
ミュージカル史	2
ジャズ音楽論	2
西洋音楽史概説 C	2
日本伝統音楽概説	2
諸民族の音楽	2
アーティストマネジメント演習 I	1
アーティストマネジメント演習 II	1
財務会計概論	2
ライブイベント制作 I	1
ライブイベント制作 II	1
DAW演習 I	1
DAW演習 II	1
音楽テクノロジー I	1
音楽テクノロジー II	1
音楽テクノロジー III	1
音楽テクノロジー IV	1
音楽テクノロジー V	1
音楽テクノロジー VI	1
映像制作・編集 I	1
映像制作・編集 II	1
映像制作・編集 III	1
映像制作・編集 IV	1
映像制作・編集 V	1
映像制作・編集 VI	1

WEBマーケティング基礎 I	1
WEBマーケティング基礎 II	1
WEBマーケティング応用 I	1
WEBマーケティング応用 II	1
ライブテクノロジー演習 I	1
ライブテクノロジー演習 II	1
PA・照明基礎	1
PA・照明応用	1
録音技術基礎 I	1
録音技術基礎 II	1
音楽著作権 III	2
音楽著作権 IV	2
起業家マインドと発想法 I	2
起業家マインドと発想法 II	2
音楽起業とクリエイティブ論 I	2
音楽起業とクリエイティブ論 II	2
日本のA & R 史	2
世界のA & R 史	2
イタリア歌曲基礎演習 A	1
イタリア歌曲基礎演習 B	1
日本歌曲基礎演習	1
ドイツ歌曲基礎演習	1
合唱 A I	1
合唱 B I	1
合唱 A II	1
合唱 B II	1
合唱 A III	1
合唱 B III	1
合唱 C	1
合唱 D	1
オペラ研究 A I	1
オペラ研究 B I	1
演技演習 A I	1
演技演習 B I	1
演技演習 A II	1
演技演習 B II	1
ピアノ基礎講座 A I	2
ピアノ基礎講座 B I	2
ピアノ基礎講座 A II	2
ピアノ基礎講座 B II	2
ピアノ初歩教材研究演習	1
音楽指導者のための人間発達論	1
リトミック I	1

リトミックⅡ	1
ビ°アノ指導法A	2
ビ°アノ指導法B	2
音楽教室運営法	2
ビ°アノ A A VII	4
ビ°アノ A A VIII	4
ビ°アノ 特B I	1
ビ°アノ 特B II	1
ビ°アノ 特B III	1
ビ°アノ 特B IV	1
ビ°アノ 特B V	1
ビ°アノ 特B VI	1
ビ°アノ 特B VII	1
ビ°アノ 特B VIII	1
ビ°アノ演習 特A I	1
ビ°アノ演習 特B I	1
ビ°アノ演習 特A II	1
ビ°アノ演習 特B II	1
ビ°アノ演習 特A III	1
ビ°アノ演習 特B III	1
邦楽楽器B I	2
邦楽楽器B II	2
邦楽楽器B III	2
邦楽楽器B IV	2
邦楽楽器B V	2
邦楽楽器B VI	2
邦楽楽器B VII	2
邦楽楽器B VIII	2
邦楽探訪	2
ジ°ヤス°・アンサンブル I	1
ジ°ヤス°・アンサンブル II	1
ジ°ヤス°・アンサンブル III	1
ジ°ヤス°・アンサンブル IV	1
ジ°ヤス°・アンサンブル V	1
ジ°ヤス°・アンサンブル VI	1
ジ°ヤス°・アンサンブル VII	1
ジ°ヤス°・アンサンブル VIII	1
ジ°ヤス°・ハ°フォーマンス I	1
ジ°ヤス°・ハ°フォーマンス II	1
ジ°ヤス°・ハ°フォーマンス III	1
ジ°ヤス°・ハ°フォーマンス IV	1
ジ°ヤス°・ハ°フォーマンス V	1
ジ°ヤス°・ハ°フォーマンス VI	1

	ジ`ャズ・ハ`フォーマンスⅦ	1
	ジ`ャズ・ハ`フォーマンスⅧ	1
	ハ`ント・ハ`フォーマンスⅠ	1
	ハ`ント・ハ`フォーマンスⅡ	1
	ハ`ント・ハ`フォーマンスⅢ	1
	ハ`ント・ハ`フォーマンスⅣ	1
	アト`ハンスト・ジ`ャズ・セオリ-Ⅰ	1
	アト`ハンスト・ジ`ャズ・セオリ-Ⅱ	1
	ジ`ャズ・リズム演習Ⅰ	1
	ジ`ャズ・リズム演習Ⅱ	1
	クラシックキ`ター基礎演習AⅠ	1
	クラシックキ`ター基礎演習BⅠ	1
	クラシックキ`ター基礎演習AⅡ	1
	クラシックキ`ター基礎演習BⅡ	1
	マント`リン基礎演習AⅠ	1
	マント`リン基礎演習BⅠ	1
	マント`リン基礎演習AⅡ	1
	マント`リン基礎演習BⅡ	1
	現代音楽演習A	1
	現代音楽演習B	1
	音楽専門英文講読	1
	音楽心理学A	2
	音楽心理学B	2
	楽器学	2
	民族音楽学	2
	民族音楽演奏演習A	1
	民族音楽演奏演習B	1
	西洋古楽概論	2
	西洋古楽演奏演習A	1
	西洋古楽演奏演習B	1
	チェンハ`ロ演習AⅠ	1
	チェンハ`ロ演習BⅠ	1
	チェンハ`ロ演習AⅡ	1
	チェンハ`ロ演習BⅡ	1
	ヘ`リック・ミュージ`ック・エレメンツⅠ	1
	ヘ`リック・ミュージ`ック・エレメンツⅡ	1
	ソルフェ`ージュⅠ	1
	ソルフェ`ージュⅡ	1
	ソルフェ`ージュⅢ	1
	ソルフェ`ージュⅣ	1
	ソルフェ`ージュⅤ	1
	ソルフェ`ージュⅥ	1
	ソルフェ`ージュⅦ	1

	ソルフェージュⅧ	1
	ソルフェージュⅨ	1
	ソルフェージュⅩ	1
	視唱 A	1
	視唱 B	1
	聴音 A	1
	聴音 B	1
	視奏 A	1
	視奏 B	1
	リズムソルフェージュ A	1
	リズムソルフェージュ B	1
	ソルフェージュ教育法	1
	副科声楽演習 A I	1
	副科声楽演習 B I	1
	副科声楽演習 A II	1
	副科声楽演習 B II	1
	副科声楽 I	1.5
	副科声楽 II	1.5
	副科声楽 III	1.5
	副科声楽 IV	1.5
	副科声楽 V	1.5
	副科声楽 VI	1.5
	副科声楽 VII	1.5
	副科声楽 VIII	1.5
	舞台研究 A	1
	舞台研究 B	1
	副科鍵盤楽器 I	1.5
	副科鍵盤楽器 II	1.5
	副科鍵盤楽器演習 A I	1
	副科鍵盤楽器演習 B I	1
	副科鍵盤楽器演習 A II	1
	副科鍵盤楽器演習 B II	1
	副科鍵盤楽器 III	1.5
	副科鍵盤楽器 IV	1.5
	副科鍵盤楽器 V	1.5
	副科鍵盤楽器 VI	1.5
	副科鍵盤楽器 VII	1.5
	副科鍵盤楽器 VIII	1.5
	ジャズ・ピアノ演習 I	1
	ジャズ・ピアノ演習 II	1
	指揮法 I	2
	指揮法 A II	1
	指揮法 B II	1

指揮法 A III	1
指揮法 B III	1
指揮法 A IV	1
指揮法 B IV	1
音楽療法概説 I	2
音楽療法概説 II	2
音楽療法 A	2
音楽療法 B	2
音楽療法 C	2
音楽療法 D	2
音楽療法応用技法	1
管弦楽法 A	1 ※
管弦楽法 B	1 ※
管弦楽法 A I	1
管弦楽法 B I	1
管弦楽法 A II	1
管弦楽法 B II	1
近代作品研究 A	1
近代作品研究 B	1
対位法 I	1
対位法 II	1
吹奏楽作品分析	1
吹奏楽を素材とした音楽指導 A	2
吹奏楽を素材とした音楽指導 B	2
西洋古典舞踏 A	1
西洋古典舞踏 B	1
舞台論特別実習	1
演奏論特別実習	1
伴奏特別実習 I	1
伴奏特別実習 II	1
創作活動特別実習	1
インターンシップ° 特別実習 I	1
インターンシップ° 特別実習 II	1
社会活動特別実習	1
スコアリーディング° 基礎学習 A	1
スコアリーディング° 基礎学習 B	1
ピアノ構造論	2
管弦楽法概論	2
管弦楽法研究	1
音楽形式学 A	2
音楽形式学 B	2
器楽合奏(リコーダー) I	1
器楽合奏(リコーダー) II	1

	器楽合奏(打楽器) I	1
	器楽合奏(打楽器) II	1
	器楽合奏(ギター) I	1
	器楽合奏(ギター) II	1
	副科弦楽合奏(ヴァイオリン) A	1
	副科弦楽合奏(ヴァイオリン) B	1
	副科弦楽合奏(チェロ) A	1
	副科弦楽合奏(チェロ) B	1
	副科吹奏楽 A	1
	副科吹奏楽 B	1
	マーチング 指導法	2
	管・打楽器メンテナンス実践講座	1
	副科邦楽合奏(箏) I	1
	副科邦楽合奏(箏) II	1
	副科邦楽合奏(三絃) I	1
	副科邦楽合奏(三絃) II	1
	副科邦楽合奏(尺八) I	1
	副科邦楽合奏(尺八) II	1
	副科邦楽合奏(胡弓) I	1
	副科邦楽合奏(胡弓) II	1
	雅楽 A I	1
	雅楽 B I	1
	雅楽 A II	1
	雅楽 B II	1
	電子オルガン A I	1
	電子オルガン B I	1
	電子オルガン A II	1
	電子オルガン B II	1
	オペラ研究 A	1
	重唱研究 A	1
	オペラ研究 B	1
	重唱研究 B	1
	オペラ研究 A II	1
	オペラ研究 B II	1
	歌曲研究 A I	1
	歌曲研究 B I	1
	歌曲研究 A II	1
	歌曲研究 B II	1
	演技演習 A III	1
	演技演習 B III	1
	イタリア詩歌演習 A	1
	イタリア詩歌演習 B	1
	オペラ特別演習	2

歌曲特別演習	2
歌唱表現特別研究	1
オペラ実習 A	1
オペラ実習 B	1
ベーシック・ミュージック・セオリー I	1
ベーシック・ミュージック・セオリー II	1
音楽通論 I	1
音楽通論 II	1
音楽理論 I	1
音楽理論 II	1
音楽理論 III	1
音楽理論 IV	1
楽曲研究	2
和声法	1
作曲・編曲法 A	1
作曲・編曲法 B	1
ジャズ編曲法 I	1
ジャズ編曲法 II	1
ジャズ編曲法 III	1
ジャズ編曲法 IV	1
ジャズ編曲法 V	1
ジャズ編曲法 VI	1
器楽アンサンブル A	1
器楽アンサンブル B	1
声乐伴奏法 A	1
声乐伴奏法 B	1
室内楽(鍵盤と弦) A I	1
室内楽(鍵盤と弦) B I	1
室内楽(鍵盤と弦) A II	1
室内楽(鍵盤と弦) B II	1
初見視奏	1
ピアノアンサンブル A I	1
ピアノアンサンブル B I	1
ピアノアンサンブル A II	1
ピアノアンサンブル B II	1
ピアノアンサンブル A III	1
ピアノアンサンブル B III	1
ピアノ演奏法 A I	1
ピアノ演奏法 B I	1
ピアノ演奏法 A II	1
ピアノ演奏法 B II	1
ピアノ即興演奏法 I	1
ピアノ即興演奏法 II	1

	歌曲歌唱・伴奏研究 A I	1
	歌曲歌唱・伴奏研究 B I	1
	歌曲歌唱・伴奏研究 A II	1
	歌曲歌唱・伴奏研究 B II	1
	専門合奏 I	2
	専門合奏 II	2
	専門合奏 III	2
	専門合奏 IV	2
	専門合奏 V	2
	専門合奏 VI	2
	専門合奏 VII	2
	専門合奏 VIII	2
	オーケストラ I	2
	オーケストラ II	2
	オーケストラ III	2
	オーケストラ IV	2
	オーケストラ V	2
	オーケストラ VI	2
	オーケストラ VII	2
	オーケストラ VIII	2
	吹奏楽 I	2
	吹奏楽 II	2
	吹奏楽 III	2
	吹奏楽 IV	2
	吹奏楽 V	2
	吹奏楽 VI	2
	吹奏楽 VII	2
	吹奏楽 VIII	2
	専門特殊研究演習(ヒ°ア/) A I	1
	専門特殊研究演習(ヒ°ア/) B I	1
	専門特殊研究演習(ヒ°ア/) A II	1
	専門特殊研究演習(ヒ°ア/) B II	1
	専門特殊研究(ヒ°ア/) A I	1
	専門特殊研究(ヒ°ア/) B I	1
	専門特殊研究(ヒ°ア/) A II	1
	専門特殊研究(ヒ°ア/) B II	1
	専門特殊研究(弦) A I	1
	専門特殊研究(弦) B I	1
	専門特殊研究(弦) A II	1
	専門特殊研究(弦) B II	1
	専門特殊研究(弦) A III	1
	専門特殊研究(弦) B III	1
	専門特殊研究(弦) A IV	1

専門特殊研究(弦) B IV	1
室内楽 I	1
室内楽 II	1
室内楽 III	1
室内楽 IV	1
室内楽 V	1
室内楽 VI	1
ウ° オーカルハ° フォーマンス I	1
ウ° オーカルハ° フォーマンス II	1
ウ° オーカルハ° フォーマンス III	1
ウ° オーカルハ° フォーマンス IV	1
エンターテイナースキルアップ° I	1
エンターテイナースキルアップ° II	1
エンターテイナースキルアップ° III	1
エンターテイナースキルアップ° IV	1
ホ° ヒ° ユラー・ウ° オーカル・スタテ° I	2
ホ° ヒ° ユラー・ウ° オーカル・スタテ° II	2
ホ° ヒ° ユラー・ウ° オーカル・スタテ° III	2
ホ° ヒ° ユラー・ウ° オーカル・スタテ° IV	2
ステーシ° トーク & コミュニケーション I	1
ステーシ° トーク & コミュニケーション II	1
ステーシ° トーク & コミュニケーション III	1
ステーシ° トーク & コミュニケーション IV	1
コーラスワーク I	1
コーラスワーク II	1
コーラスワーク III	1
コーラスワーク IV	1
コーラスワーク V	1
コーラスワーク VI	1
コーラスワーク VII	1
コーラスワーク VIII	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° I	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° II	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° III	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° IV	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° V	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° VI	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° VII	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・ラホ° VIII	1
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・スタテ° I	2
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・スタテ° II	2
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・スタテ° III	2
ホ° ヒ° ユラー・インストゥルメント・スタテ° IV	2

コンテンツホラー・ミュージック・テザイン I	1
コンテンツホラー・ミュージック・テザイン II	1
コンテンツホラー・ミュージック・テザイン III	1
コンテンツホラー・ミュージック・テザイン IV	1
イヤー・トレーニング I	1
イヤー・トレーニング II	1
イヤー・トレーニング III	1
イヤー・トレーニング IV	1
ミュージック・トランスクリプト I	1
ミュージック・トランスクリプト II	1
ミュージック・トランスクリプト III	1
ミュージック・トランスクリプト IV	1
ミュージック・フック・ロタクション I	1
ミュージック・フック・ロタクション II	1
ミュージック・フック・ロタクション III	1
ミュージック・フック・ロタクション IV	1
ミュージック・フック・ロタクション V	1
ミュージック・フック・ロタクション VI	1
ミュージック・フック・ロタクション VII	1
ミュージック・フック・ロタクション VIII	1
ベーシック・バンド・パフォーマンス I	1
ベーシック・バンド・パフォーマンス II	1
ベーシック・バンド・パフォーマンス III	1
ベーシック・バンド・パフォーマンス IV	1
アドバンスト・バンド・パフォーマンス I	1
アドバンスト・バンド・パフォーマンス II	1
アドバンスト・バンド・パフォーマンス III	1
アドバンスト・バンド・パフォーマンス IV	1
インストラクション・スキル・トレーニング I	1
インストラクション・スキル・トレーニング II	1
インストラクション・スキル・トレーニング III	1
インストラクション・スキル・トレーニング IV	1
ホビーユーザー作曲法 I	1
ホビーユーザー作曲法 II	1
ホビーユーザー作曲法 III	1
ホビーユーザー作曲法 IV	1
ホビーユーザー作曲法 V	1
ホビーユーザー作曲法 VI	1
ホビーユーザー作曲法 VII	1
ホビーユーザー作曲法 VIII	1
エレクトロニック・ミュージック・フック・ロタクション I	1 ※
エレクトロニック・ミュージック・フック・ロタクション II	1 ※
エレクトロニック・ミュージック・フック・ロタクション III	1 ※

エレクトロニック・ミュージック・プロダクションⅣ	1	※
エレクトロニック・ミュージック・プロダクションⅤ	1	※
エレクトロニック・ミュージック・プロダクションⅥ	1	※
エレクトロニック・ミュージック・プロダクションⅦ	1	※
エレクトロニック・ミュージック・プロダクションⅧ	1	※
ホッケー・ミュージック・ヒストリーⅠ	2	
ホッケー・ミュージック・ヒストリーⅡ	2	
教職応用弾き歌いA(コード伴奏法)	1	
教職応用弾き歌いB(ホッケー歌唱法)	1	
ミュージックエンジニアリングⅠ	1	
ミュージックエンジニアリングⅡ	1	
ホッケーピアノ演習Ⅰ	1	
ホッケーピアノ演習Ⅱ	1	
リリックライティングⅠ	1	
リリックライティングⅡ	1	
リリックライティングⅢ	1	
リリックライティングⅣ	1	
リリックライティングⅤ	1	
リリックライティングⅥ	1	
リリックライティングⅦ	1	
リリックライティングⅧ	1	
シンガーソングライティング・ステージⅠ	2	
シンガーソングライティング・ステージⅡ	2	
シンガーソングライティング・ステージⅢ	2	
シンガーソングライティング・ステージⅣ	2	
クリエイターズセッションⅠ	1	
クリエイターズセッションⅡ	1	
クリエイターズセッションⅢ	1	
クリエイターズセッションⅣ	1	
ペーシク・ホッケーピアノ演習Ⅰ	1	
ペーシク・ホッケーピアノ演習Ⅱ	1	
管弦打演習特AⅠ	1	
管弦打演習特BⅠ	1	
管弦打演習特AⅡ	1	
管弦打演習特BⅡ	1	
管弦打演習特AⅢ	1	
管弦打演習特BⅢ	1	
管弦打演習特AⅣ	1	
管弦打演習特BⅣ	1	
計	684	
教養基礎セミナー	1	21単位以上必修とする
からだと健康美	2	
文学	2	

一般教育科目	哲学		2	
	日本国憲法		2	
	日本文化論		2	
	宗教文化論		2	
	西洋文化史		2	
	心理学		2	
	文化人類学入門		2	
	文化とオペラ		2	
	セルフ・ポートフォリオ		2	※
	現代アート論		2	
	メディア論入門		2	
	データ分析		2	
	日本語ライティング A		1	
	日本語ライティング B		1	
	クリティカル・シンキング		1	
	音楽活動ポートフォリオ		1	
	キャリアプラン		2	
	人権と現代社会		2	※
	情報処理概論 A		2	
	情報処理概論 B		2	
情報処理概論 C		2		
時事問題ステーション		2		
	計	1	44	
保健体育科目	体育 A	1		2単位必修とする
	体育 B	1		
	計	2		
外国語科目	英語 A I		1	8単位以上修得とする
	英語 A II		1	
	英語 A III		1	
	英語 A IV		1	
	英語 B I		1	
	英語 B II		1	
	英語 B III		1	
	英語 B IV		1	
	ドイツ語 A I		1	
	ドイツ語 A II		1	
	ドイツ語 A III		1	
	ドイツ語 A IV		1	
	ドイツ語 B I		1	
	ドイツ語 B II		1	
	ドイツ語 B III		1	
	ドイツ語 B IV		1	
	フランス語 A I		1	いずれか1カ国語 I・II・III・IV

		フランス語 A II	1	8単位必修とする
		フランス語 A III	1	
		フランス語 A IV	1	
		フランス語 B I	1	
		フランス語 B II	1	
		フランス語 B III	1	
		フランス語 B IV	1	
		イタリア語 A I	1	
		イタリア語 A II	1	
		イタリア語 A III	1	
		イタリア語 A IV	1	
		イタリア語 B I	1	
		イタリア語 B II	1	
		イタリア語 B III	1	
		イタリア語 B IV	1	
		速習外国語(ドイツ語) I	1	
		速習外国語(ドイツ語) II	1	
		速習外国語(フランス語) I	1	
		速習外国語(フランス語) II	1	
		速習外国語(イタリア語) I	1	
		速習外国語(イタリア語) II	1	
		アドバンス英語 I	1	
		アドバンス英語 II	1	
		応用外国語(ドイツ語) A	1 ※	
		応用外国語(ドイツ語) B	1 ※	
		応用外国語(フランス語) A	1 ※	
		応用外国語(フランス語) B	1 ※	
		応用外国語(イタリア語) A	1 ※	
		応用外国語(イタリア語) B	1 ※	
		英語コミュニケーション A	1	
		英語コミュニケーション B	1	
		ドイツ語コミュニケーション A	1	
		ドイツ語コミュニケーション B	1	
		フランス語コミュニケーション A	1	
		フランス語コミュニケーション B	1	
		イタリア語コミュニケーション A	1	
		イタリア語コミュニケーション B	1	
		海外提携校外国語実習 I	1	
		海外提携校外国語実習 II	1	
		海外提携校外国語実習 III	1	
		海外提携校外国語実習 IV	1	
		計	58	

別表第Ⅱ(第33条(2)関係) 教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等

学部学科 の名称		学科 目の 名称	授 業 科 目	必修 単位数	選択 単位数	備 考		
音楽学部	音楽学科	教科の指導法	音楽科指導法Ⅰ	2		8		
			音楽科指導法Ⅱ	2				
			音楽科指導法Ⅲ		1			
			音楽科教育法(合唱)		2			4
			音楽科教育法(鑑賞)		2			
			音楽科教育法(創作)		2			
		計	4	7	8単位以上修得			
	教育に関する基礎的科目理解	教職入門	1		10	中免のみ		
		教育学概論A	2					
		教育学概論B	2					
教育心理学	2							
特別支援教育概論	1							
教育課程論	2							
道徳、総合的な学習の時間等の指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	2		10	中免のみ			
	総合的な学習の時間の指導法	1						
	特別活動の指導法	1						
	教育方法論 (ICT活用含む)	2						
	生徒指導と教育相談	2						
	進路指導・キャリア教育	2						
教育に関する実践科目	教育実習の指導	1		7	中免のみ			
	教育実習A	2						
	教育実習B	2						
	教職実践演習(中・高)	2						
	計	27	0	27単位修得				
大学が独自に設定する科目	教育学特論			2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、中免は併せて4単位以上、高免は併せて12単位以上を修得			
	青年心理学			2				
	計	0	4					
	計	31	11					

<注記> 本表に掲げる科目のうち、教育学概論A、教育学概論B、教育心理学は卒業要件単位に算入する。

別表第三－(1)(第45条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料、
入学検定料及び実技履修料の金額

<全専攻(地域創生ミュージックマネジメント・ミュージックビジネス専攻除)>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,380,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	650,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(2年次以降)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

<地域創生ミュージックマネジメント専攻>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,000,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	400,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(2年次以降)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	
実 技 履 修 料 (履修希望者のみ)	1単位に付 20,000円	

<ミュージックビジネス専攻>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,050,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	400,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(2年次以降)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	
実 技 履 修 料 (履修希望者のみ)	1単位に付 20,000円	

別表第三－(2) (第45条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料、
入学検定料及び実技履修料の金額

<全専攻(地域創生ミュージックマネジメント・ミュージックビジネス専攻除)>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,380,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	650,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

<地域創生ミュージックマネジメント専攻>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,000,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	400,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	
実 技 履 修 料 (履修希望者のみ)	1単位に付 20,000円	

<ミュージックビジネス専攻>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,050,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	400,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	
実 技 履 修 料 (履修希望者のみ)	1単位に付 20,000円	

別表第IV－(1) (第57条関係) 科目等履修生の納付金

出 願 料		10,000円	
履 修 料	講 義	1単位に付	20,000円
	演 習	1単位に付	40,000円
	実 習	1単位に付	40,000円

別表第IV－(2) (第57条関係) 聴講生の納付金

出 願 料		10,000円	
聴 講 料	講 義	1単位に付	15,000円
	演 習	1単位に付	30,000円
	実 習	1単位に付	30,000円